

第 6 号 議 案
令和 6 年 6 月 2 6 日

合同訓令の制定について

府中町会計年度任用職員人事評価実施規程を次のように定めることについて、教育委員会の審議に付する。

府中町教育委員会教育長

(別 紙)

府総発第956号
令和6年5月30日

府中町教育委員会教育長
新田 憲章 様

府中町長 佐藤 信治
(総務課)



合同訓令の制定について（協議）

このことについて、別紙のとおり制定することについて協議します。

訓令名

府中町会計年度任用職員人事評価実施規程

制定理由

会計年度任用職員の人事評価の実施に関して必要な事項を定めるため、府中町会計年度任用職員人事評価実施規程を制定するもの。



府中町会計年度任用職員人事評価実施規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第23条の2第2項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）の人事評価の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 人事評価 能力評価及び業績評価を、それぞれの評価シートを用いて行うことをいう。
- (2) 能力評価 評価要素ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された会計年度任用職員の能力を客観的に評価することをいう。
- (3) 業績評価 会計年度任用職員があらかじめ設定した業務目標の達成度その他設定目標以外の取組により、その業務上の業績を客観的に評価することをいう。
- (4) 評価シート 人事評価の対象となる期間（以下「評価期間」という。）における会計年度任用職員の勤務成績を示すものとして作成するシートをいう。
- (5) 実施機関の長 町長、議会議長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員、消防長及び教育委員会教育長をいう。

（被評価者の範囲）

第3条 この規程による人事評価の対象となる会計年度任用職員（以下「被評価者」という。）は、月額により報酬が定められた会計年度任用職員であって、次の各号に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員とする。

- (1) 法第22条及び法第22条の2第7項の規定による条件付採用期間中の会計年度任用職員
- (2) 前号に掲げるもののほか、実施機関の長が人事評価を実施することが困難であると認める会計年度任用職員

2 前項各号に掲げる会計年度任用職員の人事評価の実施については、町長が別に定める。

（評価期間）

第4条 評価期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 能力評価 正式採用の日から当該日以後最も近い11月30日まで。ただし、当該期間に任用されていない会計年度任用職員については、能力評価を実施しない。
- (2) 業績評価 採用の日から9月30日まで及び10月1日（採用の日が10月1日後の場合は当該日）から翌年3月31日まで。

（評価の実施）

第5条 人事評価は、評価者及び確認者により行うものとする。

2 評価者及び確認者は、所属等を勘案して町長が別に定める。

3 評価者は、被評価者に対し評価期間において被評価者が発揮した能力及び業績に関する自らの認識その他人事評価の参考となるべき事項を申告させ、当該申告に基づき面談を実施するとともに、評点及び評語を付すことにより評価を行うものとする。

4 確認者は、評価者による評価について審査及び調整を行うことにより、評価の確定を行うものとする。この場合において、調整が必要と認めるときは、評価者に再評価を行わせるものとする。

(評価者研修の実施)

第6条 実施機関の長は、評価者に対し、人事評価の能力の向上のために必要な研修を実施するものとする。

(評価の開示)

第7条 評価者は、第5条第4項の評価の確定を被評価者の人事評価の結果として、当該被評価者に開示するものとする。

(評価者による指導及び助言)

第8条 評価者は、前条の開示を行う際に被評価者と面談を行い、人事評価の結果及びその根拠となる事実に基づき指導及び助言を行うものとする。

(評価の結果の活用)

第9条 人事評価の結果は、被評価者の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする。

2 評価者は、人事評価の結果を被評価者の育成のため積極的に活用するよう努めるものとする。

(苦情への対応)

第10条 第7条の規定により開示された人事評価の結果に関する苦情は、被評価者の申出に基づき、当該評価を行った確認者が対応するものとする。

2 前項の対応により解決に至らない場合は、被評価者の申出に基づき、次条に規定する人事評価審査調整委員会（以下「委員会」という。）が苦情に対する処理を行うものとする。

3 前項の申出は、第7条の規定により開示された日の翌日から起算して10日以内に総務企画部総務課長にしなければならない。

4 実施機関の長は、被評価者が苦情の申出をしたことを理由に、当該被評価者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

5 苦情相談又は苦情処理に関与した職員は、苦情の申出のあった事実及び当該内容その他苦情の処理に関し職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。

(委員会)

第11条 委員会の設置及び運営については、府中町職員人事評価実施規程（平成28年

合同訓令第2号)第12条、第13条及び第14条の規定を準用する。

(調査及び研究)

第12条 実施機関の長は、人事評価の方法その他人事評価に必要な事項について調査及び研究を行い、人事評価の実施状況を検討し、人事評価の改善に努めるものとする。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、人事評価の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和6年〇月〇日から施行する。

(令和6年度における評価期間の特例)

2 令和6年度における第4条の規定の適用については、同条第1号中「正式採用の日から」とあるのは、「令和6年〇月〇日から」と、同条第2号中「採用の日から」とあるのは、「令和6年〇月〇日から」とする。